

「美郷の子ども会夢応援」事業実施子ども会を募集します

町の子ども会活動の活性化を図るため、子ども会で実施している活動の中で、子どもたちが主体となって具体的に取り組もうとする事業に町が側面から支援します。

交付対象 ● 交付の対象は子ども会活動の事業の条件が、次のいずれにも該当するものとします。

- ①子ども達が企画・立案の中心となり、ユニークで夢のある事業とする。
- ②地域の人たちや指導者(親の会等)の協力が得られること。
- ③単位子ども会の計画又は近隣子ども会と合同の計画とする。
- ④飲食代は経費に含まないこと。
- ⑤事業支出を上回る剰余金を有していないこと。

助成額 ● 助成の額は子ども会の規模、事業内容等を審査の上、次の①～③の額で決定します。

- ①10,000円 ②20,000円 ③30,000円

申込期限 ● 5月30日(金)

申込方法 ● 申請についての詳しい内容や申込みについては役場福祉保健課にお問い合わせください。



役場(千畑庁舎)福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907(内線2164)

ひとり親の方の就業を支援します 秋田県ひとり親家庭就業・自立支援センター 経理事務講習会の受講者を募集します

日 時 ● 5月24日～9月13日の毎週土曜日

午前10時～午後3時もしくは午前10時～午後4時(昼休み1時間)

場 所 ● 秋田県ひとり親家庭就業・自立支援センター 研修室

(秋田市旭北栄町1番5号 秋田県社会福祉会館内)

対 象 ● 県内に居住する母子家庭の母、寡婦、父子家庭の父

講習内容 ● 簿記(基礎)講座

受講料 ● 無料(ただしテキスト代は実費となります)

申込期限 ● 5月15日(木)

申込方法 ● 福祉保健課(千畑庁舎)または六郷・仙南の総合サービス課に申込用紙がありますので窓口へおいでください。



秋田県ひとり親家庭・就業自立支援センター ☎018(896)1531

役場(千畑庁舎)福祉保健課福祉班 ☎0187(84)4907(内線2164)

国土調査にご協力ください

平成20年度の国土調査を次のとおり行います。関係土地所有者の皆さんのご理解ご協力をお願いします。

- 実施地区 金沢西根字 北本田、南本田、菅谷地、東熊堂、西熊堂の各一部
- 調査期間 4月22日～平成21年3月31日
- 国土調査とは？

現在使用されている地図・登記簿は、明治初期の地租改正時に作られたもので、土地の境界や形状、面積は正確ではない場合があるのが実態です。国土調査とは、現地立ち会いにより土地ごとの地番・地目・境界等を確認し、埋設した境界杭を最新の技術で測量することで、正確な地図の作成と面積を確定させるものです。土地に関する基礎資料としての活用や課税の適正・公平化、境界紛争の防止などを目的としています。

国土調査を実施した地区については、今後行われることは無いものと考えられ、末代まで受け継がれる大切な調査です。関係土地所有者の皆さんには、お忙しいところご足労をおかけしますが、特段のご協力をお願いします。

なお、後日開催する説明会については、関係者の方に直接通知します。



役場(千畑庁舎)税務課 課税班 ☎0187(84)4902(内線2105)

6月2日(月)は「軽自動車税」と「固定資産税1期」の納期限(口座振替日)です。

- 軽自動車税の納税証明書は大切に保管してください
軽自動車税の納税通知書には、二輪小型・四輪車等の車検に必要な「納税証明書」が添付されていますので、1年間大切に保管してください。
口座振替の方には6月中旬に納税証明書を送付します。車検等のため至急必要な場合は、税務課(千畑庁舎)または六郷・仙南庁舎の総合サービス課で申請できます。
- 軽自動車税・固定資産税一括口座振替の領収書は6月中旬に送付します
軽自動車税と固定資産税の一括口座振替を申し込んでいる方には、口座振替後の6月中旬に領収書を送付します。なお、期別ごとの口座振替の方には、その税目の最終口座振替後に領収書をお送りします。
- 町税納付は口座振替がとても便利です



役場(千畑庁舎)税務課 納税班 ☎0187(84)4902(内線2102、2103、2109)

軽自動車税の減免について

軽自動車の所有者で障害者手帳等をお持ちの方は、申請により軽自動車税が減免されます。
減免申請の受付は、「5月26日(月)」までですので、印鑑、運転免許証、障害者手帳または療育手帳等、車検証、納付書を持参し、税務課(千畑庁舎)または六郷・仙南庁舎の総合サービス課で申請をお願いします。

- ・普通自動車税の減免を受ける場合は、軽自動車税は減免されません
- ・減免は障害者手帳等をお持ちの方1人につき1台限りです。ただし、障害の等級によっては減免されない場合があります。



役場(千畑庁舎)税務課 課税班 ☎0187(84)4902(内線2107、2111)

固定資産税の減免について

次に該当する方は、固定資産税減免の対象となる場合があります。

- ①生活保護世帯の方
- ②災害による被害を受けた方
- ③自己所有地が集落会館など公益のために使用されている方

申請方法などの詳しい内容については役場税務課にお問い合わせください。



役場(千畑庁舎)税務課 課税班 ☎0187(84)4902(内線2104、2105)

固定資産税のお知らせ

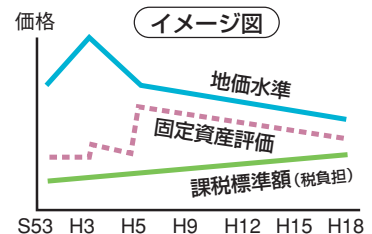
平成20年度の固定資産税の納税通知書が5月上旬に発送されます。課税の内容については、同封の課税明細書をご覧ください。また、課税明細書は再発行できませんので大切に保管してください。

○現況地目に間違いがありませんか？

固定資産税の評価は平成20年1月1日現在の現況地目により決定します。土地の売買や相続により所有者が変更された場合も、平成20年1月1日の所有者に課税されます。

○評価が下がっても税額が上がるのはなぜ？

評価額が同じであれば税額も同じというのが平等な税負担となりますが、宅地及び宅地比準の雑種地の場合、急激な税負担の上昇を避ける措置として平成6年度以降徐々に課税標準額を評価額に近づけるよう調整しています。評価額が減少しても税額が上昇している土地もありますのでご理解願います。(イメージ図を参考にしてください)



○納税通知書が届かない？

所有している固定資産の課税標準額が土地で30万円、家屋で20万円に満たない場合は、固定資産税が課税されません。したがって固定資産を所有していても納税通知書が送付されない場合もありますので、自分の所有する土地、家屋の価格等を確認したいときは、土地・家屋価格等縦覧帳簿の閲覧期間中(5月31日まで)に限り無料でご覧になれます。



役場(千畑庁舎)税務課 課税班 ☎0187(84)4902(内線2104、2105)